

第1章 組 織

北但行政事務組合事務分掌条例

〔平成20年3月28日〕
〔 条 例 第 2 号 〕

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、組合事務局を設ける。

（委任）

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（廃止）

2 北但行政事務組合課制条例(平成7年北但行政事務組合条例第8号)は、廃止する。